

学校体育施設利用に関する同意書

1 学校体育施設並びに設備の使用について

- (1) 施設及び備品等は管理者の指示に従って適切に取り扱います。
- (2) 備品等の配置変更を行う場合は、事前に教育委員会及び学校の許可を得ます。
- (3) 利用中に施設や備品等を破損・汚損した場合、速やかに教育委員会及び学校へ報告し、修繕費等の負担については、教育委員会の指示に従います。(原則、原因者負担)
- (4) 照明等を使用した際は消し忘れないか確認します。
- (5) 施錠が必要な場所を利用した際は利用後に施錠漏れがないか確認します。

2 安全管理及び事故防止

- (1) 利用者全員の安全確保に努め、危険な行為や事故につながる行為を行いません。
- (2) 参加者の行動・健康管理は利用者の責任で行います。
- (3) 施設利用中に発生した事故、怪我、紛失、盗難等について、教育委員会及び学校が責任を負わないことを理解し、利用者が責任をもって対応します。

3 衛生管理及び原状回復

- (1) 施設等の利用後は清掃・整理整頓を行い、設備及び備品等は元の状態に戻します。
- (2) ゴミ等は全て持ち帰り、施設内外に放置しません。
- (3) 汚れや破損が生じた場合は利用者が責任をもって対応します。

4 近隣・周辺環境への配慮

- (1) 施設利用にあたり、周辺住民へ配慮し、騒音や無断駐車等、迷惑となる行為を行いません。
- (2) 集団での来校・退校時のマナーに留意し、学校周辺での待機等を行いません。

5 緊急時の対応

- (1) 緊急時には学校が定める避難経路・手順に従います。
- (2) 火災や重大事故等が発生した場合は、速やかに関係機関に通報し、教育委員会及び学校へ連絡します。

6 施設内での禁止事項

- (1) 火気の使用（ストーブ・ガス器具等）、危険物等の持ち込み。
- (2) 喫煙、飲酒及び酒気帯びでの利用。
- (3) 備品等の無断の持ち出し。
- (4) 騒音や迷惑行為等、学校や周辺住民に支障をきたす行為。
- (5) 許可された範囲（時間、場所含む）を超えての施設の使用。
- (6) その他、教育委員会及び学校の規則等に反する行為、施設や周辺環境に悪影響を及ぼす行為。

7 その他

- (1) 教育委員会や学校からの指示があった場合、それに従います。
- (2) この同意書に定めがない事項及び利用に関しての疑義が生じたときは関係法令等の定めによるもののほか、教育委員会及び学校等と協議します。
- (3) 本同意書に違反した場合、利用停止や今後の利用を断れることがあることを承諾します。

唐津市立学校体育施設の利用にあたり、「唐津市立学校体育施設開放に関する条例」、「唐津市立学校体育施設開放に関する条例施行規則」並びに上記事項を十分に理解し、利用者全員に周知及び遵守させることを同意します。

令和 年 月 日

利 用 団 体 名 : _____

代 表 者 氏 名 : _____ (自筆署名)

代 表 者 住 所 : _____

電 話 番 号 : _____

メ ール ア ド レ ス : _____

利 用 者 名 簿 : 別紙のとおり